



## 静岡県立こども病院の物品調達に係る入札について[公告]

次のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成21年4月1日規程第37号）第4条の規定に基づき公告します。

平成22年3月3日

地方独立行政法人静岡県立病院機構  
理事長 神原啓文

### 記

#### 1 入札執行者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 神原 啓文

#### 2 競争入札に付する事項

##### (1) 入札番号

こ病備第3-28号

##### (2) 件名

3次元立体画像診断・治療装置購入および保守業務委託

##### (3) 購入物品及び数量

3次元立体画像診断・治療装置 一式

##### (4) 購入物品の特質等

詳細は仕様書による。

##### (5) 納入期限

平成22年3月31日（水）

##### (6) 保守実施期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

##### (7) 納入場所および実施場所

静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院

#### 3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条1項、3項及び4項の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の一般業務、物品購入等のいずれかの入札参加資格を有している者又は新たに資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 医療機器修理業の許可を受けていること。

(4) 静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

##### (1) 配布期間

平成22年3月3日（水）から平成22年3月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

(2) 配布場所・担当部署

〒420-8660 静岡県静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院総務室財務スタッフ

電話番号 054-247-6251

FAX番号 054-247-6259

(3) 配付方法

上記4の(2)に掲げる機関で無料にて配付する。

5 入札参加申込書及び添付書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書の示す方法により入札参加資格確認資料を提出すること。

(1) 提出期間

平成22年3月3日（水）から平成22年3月11日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所

静岡県静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院総務室財務スタッフ

電話番号 054-247-6251

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成22年3月15日（月） 午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区漆山860番地 静岡県立こども病院L棟3階教室1

(3) 郵送による入札

ア 提出期限

平成22年3月12日（金）午後5時 必着

イ 郵送先

〒420-8660 静岡県静岡市葵区漆山860番地

静岡県立こども病院総務室財務スタッフ

(4) 入札方法

電送による入札は認めない。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示された必要書類を上記5の(1)の期間中に提出しなければならない。

(7) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をした者が行った入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

落札者の決定については、仕様書に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 資格審査

地方独立行政法人静岡県立病院機構は契約事務取扱規程第3条2項において静岡県入札参加資格登録を得ている事を入札参加資格としている。静岡県入札参加資格を有しない入札参加希望者は、静岡県所定の競争入札参加資格審査申請書を下記へ提出すること。

提出先 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度室経理係 電話番号 054-221-2129

7 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、上記4の(2)に掲げる機関とする。